

閉会中（休会中）の質問に対する回答について

回答日：令和 5 年 1 月 12 日

回答者：横須賀市長 上地 克明

議会基本条例第 19 条第 1 項の規定による大村洋子議員の質問について、同条第 2 項により次のとおり回答します。

【回 答】

質問 1 (1)

今回の事案については、日本政府が立入りをを行い、日米政府間で原因究明をすべきであるという考えに、全く変わりはありません。

昨年 11 月 1 日に、米海軍が粒状活性炭フィルターを稼働したため、サンプリングを日米政府、そして横須賀市が合同で実施し、その結果を公表することが、市民の安全・安心に資するものと考え、環境補足協定に基づき、立入申請をしたところです。

質問 1 (2)、(3)

現地調査項目として

- ・排水処理施設（米側採水地点）
- ・ P F O S 等除去のため設置した粒状活性炭フィルター設置場所
- ・排水処理施設近傍のリフトステーション
- ・リフトステーションから排水処理施設の間のタンク

米側から説明してもらいたい事項として

- ・排水処理経路について
- ・排水処理施設におけるこれまでのサンプリング結果（汚泥も含む）
- ・リフトステーションにおけるサンプリング結果
- ・リフトステーションから排水処理施設の間のタンク内の水汲み取りの対応状況
- ・粒状活性炭フィルターの稼働状況
- ・ P F O S 等が流出した原因及び再発防止策

サンプリング調査として
・排水処理施設の排水等
をそれぞれ要望しました。

なお、立入りした職員は、市長特命参与、市長室国際交流・基地政策課3名、環境部環境保全課2名の合計6名です。

質問Ⅰ(4)、(7)

立入申請についての、米側、国との調整過程において、本市が希望した場所のサンプリングについて、米側との調整が整わなかったことは残念です。

なお、調整過程の詳細については、米側、国との関係もあるため、お答えは控えさせていただきます。

質問Ⅰ(5)、(11)

環境補足協定に基づく、立入りの結果については、環境分科委員会を含む日米合同委員会の枠組みにおいて、公表がなされるものと承知していますので、お答えは控えさせていただきます。

質問Ⅰ(6)

環境補足協定に基づく立入りについては、議員ご指摘のとおり、報道において立入調査という文言を使用しています。また、本市が提出した米軍施設・区域立入許可申請書の中にも、「調査項目」、「サンプリング調査(採水)」という項目があることは、事実です。

他方、環境補足協定及び当該協定の手続きを定めた「環境に関する協定について」の合同委員会合意においても、環境に及ぼす事故(すなわち、漏出)が現に発生した場合の手続きにおいては、申請できるのは調査ではなく、現地視察、サンプル採取と明記されているところです。

なお、米軍施設・区域立入許可申請書様式に「調査項目」という項目があるのは、今回のケースとは異なった立入りについても、この様式を使用するためであると理解しています。

質問Ⅰ(8)

昨年10月28日及び11月2日における米側のサンプリング方法に不備があり、分析結果が得られなかったことは残念です。特にフィルター設置後の11月2日のサンプリング結果が得られなかったことについては、市民に安全・安心を届ける立場の私としては、非常に残念な結果であったと考えています。

米海軍へのさらなる信頼失墜に値するとのお言葉ではありますが、米側の分析がそれほど厳格な基準に基づき行われていることを理解する機会になったと考えておりますので、議員のご指摘は当たりません。

質問 I (9)

昨年 11 月 18 日のサンプリングについて、早期に詳細な情報提供を、国と米側に強く求めていくことは、当然であると考えています。

質問 I (10)

米側からは、排水処理施設の規模が大きいこと、また調査の範囲が排水処理施設の外にまで広がっているため、時間を要しているとの説明を受けているところですが、今回の事案の原因究明について、私はこれまで日米政府で行うよう求めてきたところです。

今後、今回の立入り結果の報告が国からあるものと承知していますので、その報告を受け、日米政府間における調整のプロセスも含め、しっかり求めてまいりたいと考えています。

質問 I (12)

昨年 10 月 6 日に抗議、申し入れを行うとともに、説明を受けたのは、在日米海軍司令官と横須賀基地司令官です。

リフトステーションから排水処理施設間のタンクの現地確認については、立入許可申請したところですが、環境補足協定に基づく、立入りの結果については、環境分科委員会を含む日米合同委員会の枠組みにおいて結果の公表がなされるものと承知していますので、お答えは控えさせていただきます。

質問 I (13)、(14)

現在、日米両国において、排水における P F O S 等の濃度に関する法定基準は定められておりません。

国からは、「現在、P F O S 等については、国際的にも科学的知見の収集に努めており、関係省庁においても毒性評価等の情報収集に努めている。また、在日米軍が策定する「日本環境管理基準 (JEGS)」においては、P F O S 等は有害物質のリストに掲載され、その保管方法、廃棄手続き、漏出時の対応要領等が定められているが、「排水」としての取扱いは規定されていないと承知している」と聞いています。

なお、国内においては、2023 年 2 月 1 日、水質汚濁防止法施行令が改正され、P F O S、P F O A が指定物質に追加されると承知していますので、今後の国の

動向を注視してまいります。

質問 I (15)

今回の事案に関して最も重要なことは、市民の安全・安心を守ることです。

昨年の 11 月 1 日米海軍が粒状活性炭フィルターを稼働したため、日米政府、そして横須賀市が合同でサンプリングを実施し、その結果を公表することが、市民の安全・安心に資するものと考え、環境補足協定に基づき、立入申請をしたところでした。

希望箇所のサンプリングが実施できなかったことは残念でしたが、今回の立入りにおいて、排水処理施設、粒状活性炭フィルターを確認することができました。